

中間のまとめ（たたき台）からの主な変更箇所一覧

章	箇所	変更内容
第 1 章	第 1 節 計画の目的	「障害者虐待防止法」の追記。
		法律の正式名称を脚注に掲載。
	第 2 節 計画の性格・位置 づけ	「計画の性格・位置づけ」の表記を修正。
		地域福祉保健計画の構成図の修正。 （「地域福祉保健の推進計画」を右端から左端に移動）
第 2 章		新規掲載
第 3 章	第 1 節	
	(1)	身体障害者数の等級別グラフを追加。
	(3)	自立支援医療（精神通院）の利用者数を本文中に掲載。
	(5)	グラフ内、愛の手帳所持者の障害児数を修正。
	(3)	相談支援の充実と権利擁護の推進における課題：1 点目 「家族や友人などの身近な人物が相談相手として多く挙がっていることから、公の相談施設の中にも」の部分を削除。「身近で分かりやすく、利用しやすい相談窓口があること。」とする。
	(4)	障害者が当たり前に通ける就労支援における課題：1 点目 旧：「就労のために必要な情報提供や相談支援が充実すること」 新：「就労のために必要な情報提供や相談支援、作業訓練等が充実すること」に変更。
	(5)	子どもの育ち及び家庭への支援における課題：4 点目 旧：「放課後等居場所対策の充実が図られること」 新：「障害のある子どもの居場所対策の充実が図られること」に変更。
第 4 章	(1) 2 行目	旧：「地域生活を継続するための施設整備等」 新：「地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等」に変更。
	(2) 6 行目	障害者基幹相談支援センターの役割について。「地域における相談支援の中核的な拠点となる…」という記載を追記。
	(3) 8 行目	「これらの就労支援の…毎年 10 人ずつ増加させていくことを目標とします」の部分を削除。
	(4) 11 行目	旧：「障害児と健常児が自然に交流できるような環境を整える」 新：「障害児と健常児が共に育ちあう環境を整える」に変更。
	(4) 13 行目	保護者の就労を含む支援についての記載を追加。 「さらに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保

		<p>護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、…（以下同じ）」とする。</p>
	(5)5 行目	<p>「段差の解消」という文言を削除。 「公共的性格を持つ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するとともに…」に変更。</p>
	(5)11 行目	<p>当事者の社会参画について記載を追加。 「<u>当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。</u>」に変更。</p>
第5章	体系	重複事業の記載
第6章	第4節 4-1	<p>タイトルを「障害の早期発見・早期療育」から「障害のある子どもの健やかな成長」に変更。</p>
		<p>リード文3行目「障害の特性に応じた適切な…」を「<u>障害の特性と個に応じた適切な…</u>」と変更。</p>
	第4節 4-2	<p>リード文3行目「個に応じた適切な支援…」を「<u>個及び家庭の状況に応じた適切な支援…</u>」と変更。</p>
		<p>4-2-5「個別の支援計画の作成」の概要。1～2 行目「保護者の了解を得ながら」ではなく、「<u>保護者の意向も尊重しながら</u>」と変更。</p>
	第5節 計画の方針	<p>情報発信に関する文言を追加。 「障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、<u>情報発信の強化を含めた様々な取組を進めます</u>」</p>
	第5節 5-1	<p>5-1-2「道のバリアフリーの推進」について。 事業概要2行目、段差解消の部分について「<u>(解消後の標準段差 2 cm)</u>」を挿入。</p>
第5節 5-5	<p>リード文2行目に、障害者と健常者の「相互理解を図る」旨の文言を追加。 「障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに」とする。</p>	
第7章		新規掲載

※第5章、第6章については、上記の他、事業名、事業概要、3年間の事業量について、若干の修正を行っているものがあります。